

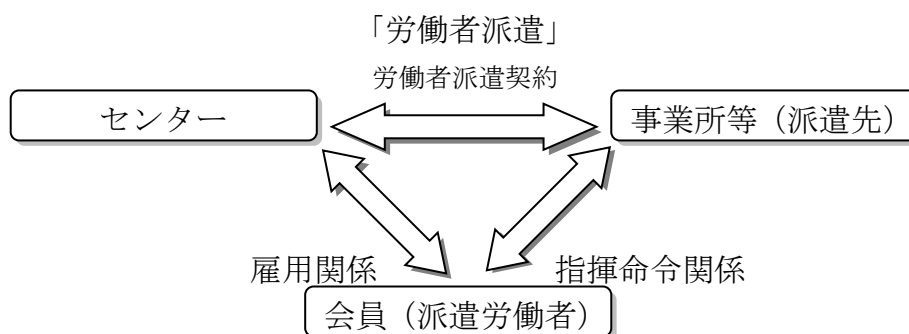
一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）について

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」でシルバー人材センターは、「一般労働者派遣事業」を行うことができると規定されています。

今後、ますます増加すると推測される登録会員に対し、多様な就業メニューとして、一般労働者派遣事業を実施しています。

1 シルバー人材センターが行う「一般労働者派遣事業」について

- シルバー派遣事業で働く場合は、会員は、労働契約により、派遣労働者として派遣元事業主である神奈川県シルバー人材センター連合会に雇用され、就業場所である事業所などに派遣されて、その派遣先の指揮命令を受けて業務に従事します。



2 シルバー人材センターが行う「一般労働者派遣事業」の特色

- シルバー人材センターが公益的な機関であること。
 - 1人あたりの労働日数は、連続的又は断続的な概ね月10日以内
 - 1人あたりの労働時間は、1週間あたり概ね20時間未満などの特色があり単価が民間に比べて、比較的安価です。
- ※ シルバー人材センターは、短時間労働を専門として一般労働者派遣事業を行う団体です。
- ※ 社会保険や雇用保険の適用は有りませんが、労災（労働者災害保険）が適用されます。
- ※ 派遣元事業主は、神奈川県シルバー人材センター連合会になり、川崎市シルバー人材センターは事務委任を受けて、川崎市事務所として事業を実施いたします。
- ※ 事務手数料は賃金単価の20%となります。
- ※ 交通費は実費です。他、消費税は外税です。